

議会第1号

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月19日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 山崎油美子

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書

現在、国による医療費削減政策が進行する中、診療報酬は依然として公定価格のままであり、物価上昇に対応できていない状況が続いている。また、医療や介護・福祉従事者の賃金が高騰し、他産業に比べて上昇せず、その結果として人員不足が深刻化している。この状況は、救急医療や入院の受け入れ制限、さらには開業医による診療所の閉院を招いており、地域住民の医療を受ける権利が侵害されつつある。診療報酬は物価上昇に対応しておらず、医療機関は経営危機に直面している。全国で分娩を取り扱う病院がない市町村は1,042を超え、地域医療の崩壊が懸念されている。

政府は看護師や介護士などのケア労働者の賃金引き上げを打ち出したが、その効果は限られており、日本医療労働組合連合会の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年の民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%（平均額18,629円）の他産業の賃上げに遠く及ばない。また、医療機関の倒産や廃業が過去最大規模で進行しており、医療を受けられない地域が拡大している。

したがって、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、次の事項について強く要望する。

- 1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護及び障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。
- 2 すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。
- 3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

塩 尻 市 議 会